

29年度 公文書開示（10月決定分） 青少年・治安対策本部

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 9. 20	H29. 10. 4	第687回（平成29年9月11日開催）東京都青少年健全育成審議会の午後3時30分開会から午後4時41分閉会までの1時間11分の全ての録音	1	1														審議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるものに該当するため。	青少年・治安対策本部 総合対策部青少年課
2	H29. 10. 5	H29. 10. 19	第685回（平成29年7月10日開催）東京都青少年健全育成審議会の午後3時30分開会から午後4時41分閉会までの全ての録音	1	1									1	1				（7条5号）審議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 （7条5号）審議会後、委員から事実誤認等に基づいた発言に関し、意図するところと異なることを理由に訂正の申し出があったにもかかわらず、音声データを真意に反した内容のまま公開すると、委員やその所属する団体は将来にわたって外部から批判されるおそれを抱えることとなり、審議会での発言を控えるようになるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 （7条6号）審議会後、委員から事実誤認等に基づいた発言に関し、意図するところと異なることを理由に訂正の申し出があったにもかかわらず、音声データを真意に反した内容のまま公開すると、委員やその所属する団体は将来にわたって外部から批判されるおそれを抱えることとなり、委員を辞退し、または影響の大きさから所属する団体からの推薦がなくなり、健全育成条例第20条に規定する審議会組織の区分に従った委員の委嘱が困難になるなど、適正な審議会の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。	青少年・治安対策本部 総合対策部青少年課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。